一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十六年建設省告示第千九百二十一号東京都市計画公園事業第九・六・三号水元公園及び昭和六十二年建設省告示第九百五十七号東京都市計画公園事業第九・六・三号水元公園
三　事業施行期間　自昭和四十六年十二月二日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　昭和四十六年建設省告示第千九百二十一号、昭和五十一年建設省告示第四百二十四号、昭和五十六年建設省告示第五百三十号、昭和六十一年建設省告示第三百号、昭和六十二年建設省告示第九百五十七号、平成三年建設省告示第二十六号、平成三年建設省告示第五百八十三号、平成三年建設省告示第二千三号、平成四年建設省告示第千二百八十九号、平成五年建設省告示第八百九十八号、平成六年建設省告示第千七百四十八号、平成七年建設省告示第五百五十号、平成十年建設省告示第六百十五号、平成十年建設省告示第二千百十五号、平成十五年関東地方整備局告示第百七十三号及び平成十七年関東地方整備局告示第百五十九号の事業地のうち東京都葛飾区東水元二丁目を削り、東京都葛飾区水元公園地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都葛飾区水元公園地内

**○関東地方整備局告示第百五十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。
平成二十二年三月三十日　関東地方整備局長　菊川　滋
一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第八百二号府中都市計画公園事業第五・五・一号府中の森公園
三　事業施行期間　自平成九年三月二十一日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都府中市浅間町一丁目及び天神町二丁目地内

**○関東地方整備局告示第百五十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。
平成二十二年三月三十日　関東地方整備局長　菊川　滋
一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第百二十六号東京都市計画公園事業第六・五・十二号宇喜田公園
三　事業施行期間　自平成十八年三月二十二日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成十八年関東地方整備局告示第百二十六号の事業地のうち東京都江戸川区北葛西三丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都江戸川区北葛西三丁目地内

**○関東地方整備局告示第百五十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。
平成二十二年三月三十日　関東地方整備局長　菊川　滋
一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十一年建設省告示第千三百五十三号調布都市計画公園事業第八・八・一号神代公園
三　事業施行期間　自昭和五十一年十月六日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都調布市深大寺元町五丁目及び深大寺北町二丁目地内

**○関東地方整備局告示第百五十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。
平成二十二年三月三十日　関東地方整備局長　菊川　滋
一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千五百六十号調布都市計画公園事業第九・五・一号、小金井都市計画公園事業第九・四・一号及び三鷹都市計画公園事業第九・四・一号野川公園
三　事業施行期間　自平成九年八月八日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都三鷹市大沢二丁目地内

**○関東地方整備局告示第百五十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十二年三月三十日　関東地方整備局長　菊川　滋